

記入例

転入者以外

定額減税補足給付金(不足額給付)^(※)申請書

※定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した定額減税補足給付金(調整給付)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：定額減税補足給付金(調整給付)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

鴻巣

市長殿

受付印

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
支給確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書 市提出用 に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①

下記の支給要件に該当する場合、給付金が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

以下のいずれにも該当しません。

②

- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
- ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
- ・令和6年度に実施された定額減税補足給付金(調整給付)を本人分または扶養親族等分として受給した

③

定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
コウノス タロウ 鴻巣 太郎	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 60 年 1 月 1 日	鴻巣市中央1-1 電話 048 (541) 1321

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金(不足額給付)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

☐ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

☒ ②下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
埼玉りそな	鴻巣	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	コウノス タロウ

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、鴻巣市給付金コールセンター(電話048-543-7070)までお問い合わせください。

提出書類

☒ 『定額減税補足給付金(不足額給付)申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- ☒ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☒ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- ☒ 振込口座(裏面上部)
- ☒ 署名(裏面下部)

☒ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☒ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみをご用意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『住民票の写し』

☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』

これら3つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみをご用意ください。

☒ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☒ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で②をチェックした方のみ)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 7年 8月 29日 申請者氏名 鴻巣 太郎